

【相談内容】

No111.橋梁補修に伴う足場工の積算について

- 跨道橋（コンクリート橋）等で用いられる落下物防止柵（高さ2.2m程度）の撤去設置にあたり、足場工の積算手法は橋梁地覆補修工の足場の歩掛を適用してもよいか？
（なお、橋面下の補修は高所作業車で対応）
- もし、適用できなければどのように積算すればよいか？

【助言内容】

- 落下物防止柵の撤去設置時の足場工の積算における国土交通省土木工事積算基準に掲載されている橋梁地覆補修工の足場の歩掛の適用については、適用範囲を確認の上、道路管理者により適用するか否かを判断する必要がある。
- 参考までに、国においては、落下物防止柵の撤去設置時は、橋梁地覆補修工の足場の歩掛の適用範囲に含まれないことから、歩掛見積を採用